

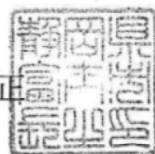


富士市告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年2月12日

富士市
上記代表者 富士市長 小長井 義正



- 1 都市計画の種類
岳南広域都市計画 用途地域
- 2 都市計画を定めた土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
富士市役所 都市整備部 都市計画課

岳南広域都市計画用途地域の変更（富士市決定）

岳南広域都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建築物 の高 さ の 限 度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層住居 専用地域	約 79.0ha	6/10 以下	4/10 以下	—	200m ²	10m	
	約 268.1ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	
	約 18.9ha	8/10 以下	5/10 以下	—	200m ²	10m	
	約 226.5ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 50.4ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
小 計	約 642.9ha						10.8%
第二種低層住居 専用地域	約 7.0ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	0.1%
第一種中高層 住居専用地域	約 49.3ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 17.3ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 33.5ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 330.2ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 430.3ha						
小 計							7.3%
第二種中高層 住居専用地域	約 636.2ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 17.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 653.3ha						
小 計							11.0%
第一種住居地域	約 1,576.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.6%
第二種住居地域	約 234.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.9%
準住居地域	約 185.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.1%
近隣商業地域	約 160.6ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 49.4ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 210.0ha						
小 計							3.5%
商業地域	約 105.6ha	40/10 以下	—	—	—	—	1.8%
準工業地域	約 135.5ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.3%
工業地域	約 1,065.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.0%
工業専用地域	約 687.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.6%
合 計	約 5,932.6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

「備考欄は、種類の面積の合計に対する値」

※「建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定」は別紙のとおりとする。

別紙

建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低限度」という。）の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備と合わせて、当該土地を含む区域において、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
 - (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

参考

(岳南広域都市計画区域)

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最 低 限 度	建築物 の高さ の限度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層住居 専用地域	約 259.5ha	5/10 以下	3/10 以下	—		10m	
	約 79.0ha	6/10 以下	4/10 以下		200m ²	10m	
	約 523.1ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	
	約 38.7ha	8/10 以下	5/10 以下		200m ²	10m	
	約 526.6ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 50.4ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 14.8ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
小計	約 1,492.1ha						18.1%
第二種低層住居 専用地域	約 7.0ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 1.9ha	10/10 以下	5/10 以下	—	200m ²	10m	
	約 2.8ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 2.8ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
小計	約 14.5ha						0.2%
第一種中高層 住居専用地域	約 2.9ha	10/10 以下	3/10 以下	—	—	—	
	約 7.9ha	10/10 以下	4/10 以下	—	—	—	
	約 68.1ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 47.9ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 35.5ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 421.5ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 583.8ha						7.1%
第二種中高層 住居専用地域	約 861.6ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 17.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 878.7ha						10.7%
第一種住居地域	約 1,973.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	24.0%
第二種住居地域	約 463.5ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.6%
準住居地域	約 185.8ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.3%
近隣商業地域	約 244.9ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 54.2ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小計	約 299.1ha						3.6%
商業地域	約 154.6ha	40/10 以下	—	—	—	—	1.9%
準工業地域	約 225.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.7%
工業地域	約 1,224.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.9%
工業専用地域	約 741.6ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.0%
合計	約 8,236.5ha						100.0%

「備考欄は種類の面積の合計に対する値」

※種類の面積の合計に対する値の合計は、小数点以下第2位を四捨五入してあるため 100%とはならない場合がある。

参考

(富士宮市)

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最 低 限 度	建築物 の高さ の限度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層住居 専用地域	約 259.5ha	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10m	
	約 255.0ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10m	
	約 19.8ha	8/10 以下	5/10 以下	—	200m ²	10m	
	約 300.1ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 14.8ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
小 計	約 849.2ha						36.9%
第二種低層住居 専用地域	約 1.9ha	10/10 以下	5/10 以下	—	200m ²	10m	
	約 2.8ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
	約 2.8ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	
	約 7.5ha						
小 計							0.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 2.9ha	10/10 以下	3/10 以下	—	—	—	
	約 7.9ha	10/10 以下	4/10 以下	—	—	—	
	約 18.8ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 30.6ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
	約 2.0ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	
	約 91.3ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小 計	約 153.5ha						6.7%
第二種中高層 住居専用地域	約 225.4ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.8%
第一種住居地域	約 397.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	17.2%
第二種住居地域	約 229.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.9%
準住居地域	約 0.6ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
近隣商業地域	約 84.3ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 4.8ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
	約 89.1ha						
小 計							3.9%
商業地域	約 49.0ha	40/10 以下	—	—	—	—	2.1%
準工業地域	約 89.8ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.9%
工業地域	約 158.8ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
工業専用地域	約 54.4ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.4%
合 計	約 2,303.9ha						100.0%

「備考欄は種類の面積の合計に対する値」

変更理由

本地区は、公共施設が未整備のままの民間宅地開発等による宅地化の進行により、居住環境の悪化が予測された地域であるが、「岳南広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、基準年次からおおむね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業の一区域に挙げられており、その整備方針は、「既成市街地であり、現在施行中の土地区画整理事業により、良好な居住環境の整備を図る」としている。

上記方針に基づき、土地区画整理事業を組合施行で行っており、一部区域で平成 25 年 3 月に第 6 回仮換地指定、平成 27 年 4 月に第 7 回仮換地指定が行われた。また、平成 28 年 8 月に第 8 回仮換地指定を行い、全ての仮換地指定が終わる予定である。

富士市では、第一種低層住居専用地域内における都市基盤整備済地区は、容積率を 8/10 以下、建ぺい率を 5/10 以下に指定しており、これに基づき富士市神戸土地区画整理事業施行区域内第 1 回・第 2 回仮換地指定箇所(約 7.1ha)を平成 19 年 9 月、第 3 回仮換地指定箇所(約 2.1ha)を平成 21 年 11 月、第 4 回・第 5 回仮換地指定箇所(約 2.0ha)を平成 24 年 10 月に用途地域の変更(容積率及び建ぺい率の緩和)を行っている。第 6 回・第 7 回仮換地指定箇所及び第 8 回仮換地指定予定箇所においても、今後、都市基盤が整備されることから、これまでの良好な居住環境を確保するとともに、宅地の有効利用を促進するため、用途地域(容積率及び建ぺい率)を本案のとおり変更する。

変更概要

市町 村名	地区	面積	変更前				変更後			
			種類	容積率	建ぺい率	高さ	種類	容積率	建ぺい率	高さ
富士市	神戸 土地区画整理事業 第6回・第7回 仮換地指定地区 第8回 仮換地指定予定地区	約1.6ha	第一種低層住居 専用地域	6/10 以下	4/10 以下	10m	第一種低層住居 専用地域	8/10 以下	5/10 以下	10m

岳南広域都市計画

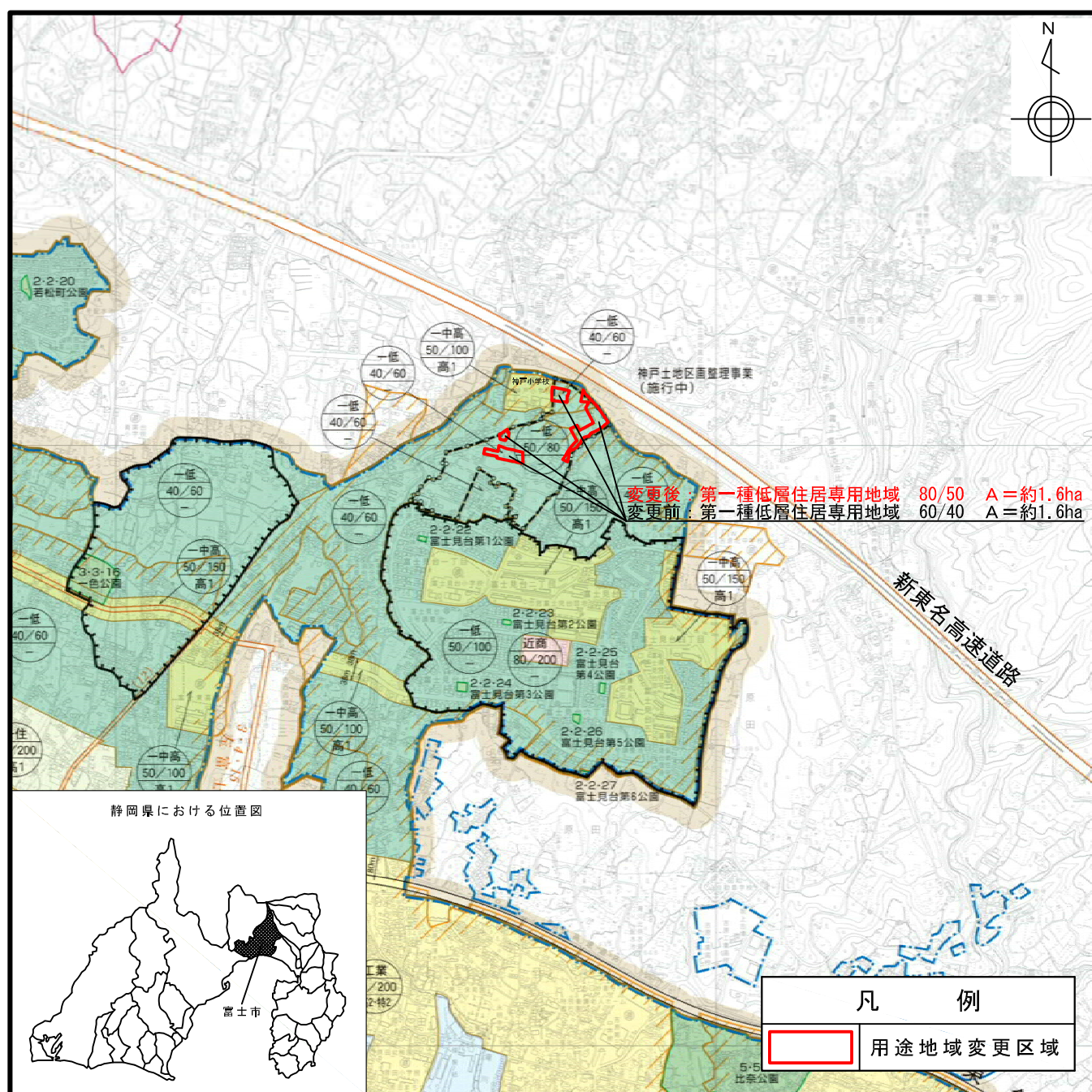
用途地域の変更（富士市決定）

神戸土地区画整理事業第6回・第7回・第8回仮換地指定地区
（約1.6ha）

第 7 号議案附図

No. 1

位 置 図



岳南広域都市計画

用途地域の変更（富士市決定）

神戸土地区画整理事業第6回・第7回・第8回仮換地指定地区
（約1.6ha）

第 7 号議案附図

No. 2

拡大図

